

第150回：個人事業主の交際費について

第148回(交際費※1について)のトピックスに続いて、今回は個人事業主の交際費の取扱いについてまとめてみました。法人と個人事業主とでは、交際費の税法上の取扱いに違いがありますので、その相違点についてご紹介いたします。

1. 法人と個人事業主で何が違うの？

まず、法人の場合は損金※2算入の限度額※3が設けられていますが、個人事業主の場合は経費としての限度額は設けられておりません。

そして、交際費に限らず個人事業主での経費の考え方はとても厳しく、計上できる範囲が狭いものです。それを必要経費といいます。

2. 必要経費とは？

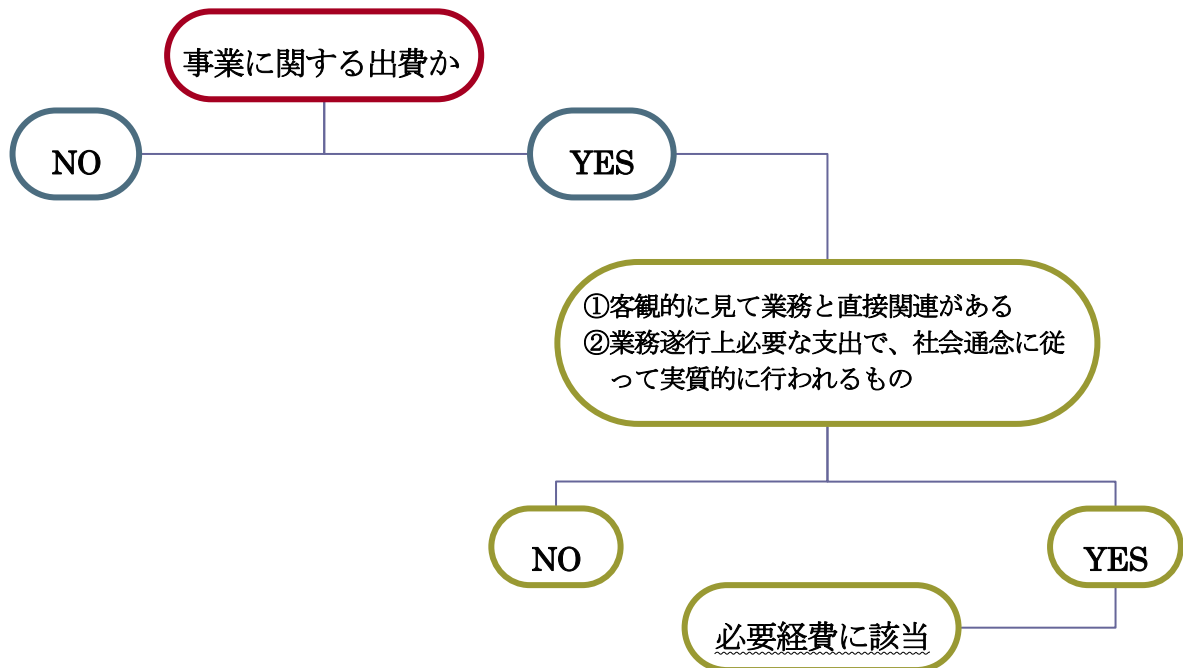
必要経費とは、個人事業主が所得を得るために直接必要な経費をいい、経費にできる金額は次の通りです。

① 総収入金額に対応する売上原価やその他直接要した費用の額

② 販売費、一般管理費など業務上の費用の額

それでは、経費の限度額が設けられていないので何でも経費にできるのでしょうか。答えはもちろん、上記の規定のように個人的な出費や事業と直接関係の無い費用であれば経費にすることはできません。

【必要経費判定のフローチャート】



つまり、その費用について個人事業主の主観的な考えではなく、誰が見ても事業で直接必要な費用であることが分かるような客観性が重要になります。

3. 非常に厳しい交際費

そんな必要経費の中でも特に論点になるのが交際費です。交際費は、経費計上の限度額が無く収入に直接関係する費用としての証明が難しいため、税務調査で厳しく確認されます。そのため、必要経費として計上できる範囲が非常に狭くなるのです。

(例) 今後取引予定の会社の社員と飲み会に行ったが、その会社との取引は行われなかった。

◆法人の場合

日付、参加した会社名・社員名、人数、金額等を正確に帳簿等で管理をしておけば損金算入となる。

◆個人事業主の場合

取引がおこなわれずその支出に対する収入が無いため、必要経費として認められない。

上記のように、個人事業主の交際費は非常に厳しいものなので、この飲食が無ければ収入を得られなかったと言えるような費用を計上しましょう。

4. 交際費が認められなかった判例

過去に必要な経費性が論点となった判例として下記のようなものがありました。

① ゴルフプレー費やゴルフ場の年会費等の必要経費性が争われた判例

否認理由

ゴルフが個人的趣味・嗜好の事業主が加入している任意のゴルフ同好会でのゴルフプレー費、年会費等だった。

② 所属する団体の会費、連盟費、交際費等の必要経費性が争われた判例

否認理由

上記団体は加入が必須ではなく、団体での費用は客観的にみて事業との直接的な関係性がみられない。

上記以外にも多くの判例があります。過去の判例を見ると、おのずとどの様な費用の必要経費性が疑われるのかが分かると思います。

今回のテーマである個人事業主の交際費に限らず、その他の費用についても事業に直接関連の無いものは税務調査で認められない可能性が高いです。もし必要経費性が否認されると、所得税等の本税はもちろん、重加算税、延滞税等も課せられる可能性があり、追加の税金を納めることになってしまいます。

上記を防ぐためにも、領収書や帳簿等の管理は当然ですが、支出相手先や事業との関連性を記載しておくなど、客観的に見て業務上必要であることが分かるような対策をとりましょう。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所にご連絡下さい！

※1 会社がその得意先や仕入先、事業に関係のある方に対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出する費用をいいます。

※2 法人税法上の経費

※3 中小法人は以下のどちらか有利な方を選択できます。

①年間800万円まで交際費等を損金にできる。

②接待飲食費の50%相当額を損金にできる。